

平成 30 年 1 月 19 日

学校法人三友学園 行動計画（第 1 回）

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 2 月 1 日～平成 35 年 1 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目 標 1 妊娠中の者、産休・育休の取得者若しくは取得予定者、又は復帰後の教職員のための相談窓口を設置する。

目 標 2 妊娠中の母性健康管理、育児休業その他の制度、産前産後休業・育児休業期間中の各種給付等についてパンフレットを作成し、教職員に周知する。

<対 策>

平成 30 年 1 月 ～ 妊娠中・産後 1 年を経過しない教職員の母性健康管理及び労働基準法の産前産後休業、育児・介護休業法、雇用保険法、私学共済の給付等についての情報及び資料の収集を行い、相談員の研修を行う。

平成 30 年度 ～ 相談窓口を設置する。パンフレットを作成し、周知する。